



群馬の国保

2020
夏の号
No.30／7月号

きりゅうし
[保険者紹介] 桐生市 「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」





人財(材)育成

東京都荒川都税事務所長 藤井 朗



2回目の今回は「人材育成」について述べさせていただきます。前回のテーマの「マネジメント」と同様に一般職員は、管理監督者・管理職が部下職員をどのように育成すればよいのか考えることだと思っています。つまり上位者の仕事なので、自分には関係のないことだと思っているのです。管理監督者・管理職だけでなく一般職員にも人材育成は必要です。極端なことを言えば、新

規採用職員の1年生であろうと次年度（場合によっては翌々年度以降）に入ってくる自分の後輩のために自分の失敗も含めてどうしたら仕事をわかりやすく伝えることができるだろうかと考えることが求められています。そのため全ての職員に人材育成に関与するという基本的な考え方を理解することが求められます。

1. 人材育成に求められるもの

私が考える公的機関の最大の使命は、次の世代に活躍できる「人づくり」をすることだと思います。職員にとっては与えられた目の前の仕事を処理することはもちろんのことです。それは組織で仕事をするための本来の目標でもあるわけですから当然と言えば当然のことです。その仕事をする中で常に5年先、10年先、さらには20年先の在るべき仕事を見据えて人を育てるという姿勢をもつことがもっと大切ではないでしょうか。その最たるもののが人材育成だと考えるわけです。

管理職の中には自分がそのポストに在籍しているときだけ実績が上がれば良いと考える人もいます。実績を上げたければ簡単に納付に繋がる滞納事案だけを効率的に処理すれば一定のところまでは上げることはできます。具体的には、催告・預金差押え等で納付等に繋がる方法を徹底的に追及すれば、その結果当該所属の管理職の実績は高く評価されるのです。その代り困難な事案、手間がかかる滞納事案は先送りとなります。こうすればどの自治体でも一時的には実績を伸ばすことは可能です。し

かし、簡単で単純な事案が片付いてしまうとその後はなかなか実績を伸ばすことができません。ましてやその取組方法を指示していた管理職が異動でもしたものが次の管理職はババを引くことになります。これは成果主義のデメリットでもあるわけですが、実績主義がすべてというものではありません。

滞納整理でいえば、困難事案やトラブル事案を自ら解決する気持ちで取組むということです。これは少しハードルが高くなりますが自らを奮い立たせることになるのです。この新たな挑戦に取組むことで職員自身大きく成長することになります。大切なことは管理監督者・管理職であれば、成長させようと職員を信頼して任せることです。そのため職員は、報告・連絡・相談（いわゆるホウレンソウ）を通して疑問等を解決することです。これまで出来なかったことが自分で処理できるようになれば本人も成長したことを実感できるし、周りも評価してくれることでさらに飛躍する雰囲気が醸成されるのです。

2. 仕事はOJTから

仕事における基本は職場内研修（On the Job Training以下「OJT」という）だと思っています。しかしこのOJTをそれぞれの個人に任せると属人的な視点が入る可能性があります。そのため各課単位でOJTのマニュアルを作成することをお勧めします。このOJTのマニュアル作成では基本的なことを網羅することです。詳細に微に入り細に入る必要はありません。なぜなら細かなことは仕事の運用や外的要因で変わるからです。変わったたびにマニュアルを策定しなければならないとなるとOJTの担当としてはとても負担が大きくなります。このような負担が続くとOJTそのものまでやりたくないなり先送りされることに繋がります。そうではなく基本を踏まえた内容が理解されるようにマニュアルを作成することが求められます。

私は滞納整理を始めた出先事務所で多くの滞納事案を処理することになりました。処理を進めれば進めるほど新たな滞納事案と格闘することになりました。その当時周りの先輩職員に確認しても明確な回答がなく、手探りで回答を探していたことを記憶しています。それらの

様々な経験を周りの職員や後輩職員に分かり易く伝えることが大切だと思ったのです。これが私のOJT講師の始まりです。このことは自治体のどの職場でもできることではないでしょうか。OJT講師に特別な能力も資質も必要ありません。誰もが仕事から知り得た暗黙知（※1）を形式知（※2）に置き換える必要があります。それをお互いに教え合うとすれば人数分の経験知を共有することができる組織になります。私はこれを「教え合う組織」と呼んでいます。

例えば、課税部門から異動してきた職員には、定期課税や随時課税といった課税システムの内容を説明してもらうのです。滞納整理は適正な課税があつてはじめて納税につながるのでから滞納者に説明するためにも課税のシステムを理解することは大事なことです。また、ケースワーカーで福祉の部門から異動してきた職員の人はケースワーカーの仕事はどういうところに注意して生活保護の人と一対一で接触するのか教えてもらうのです。この一対一の関係は納税交渉を行う上で滞納整理にも通じるものがあります。さらには、2年目の職員であ



れば、1年目で仕事の内容が把握できずに不安が多く多くの失敗した経験を話してもらう。これは仕事における振り返りができることで二度と失敗しない経験知を確立することに繋がります。これは「省察（せいさつ）す

る」と呼ばれていますが、職員一人ひとり前向きに省察することを習慣化することは仕事の精度を高めることにも繋がり、それ以上に人生を豊かに生きていくことができると言えます。

3. 人づくりに投資する

公共経営においては、民間で言われる人・物・金・情報が常に潤沢にあるわけではありません。唯一公共経営では組織を運営するため人的資源が配置されています。もちろん人数的な制約はありますが人員が配置されているのです。この配置されている職員に多くのチャンスと場を提供することが大切です。管理監督者・管理職の人たちが部下職員に自分の時間とエネルギーを使って部下職員の成長を促すことを私は「投資する」と呼んでいます。

まず、管理監督者・管理職の人たちが部下職員を育てるためには3つの留意点があります。1つ目は、長期的視点で育成するという観点です。目先の仕事の到達点を1週間、1ヶ月、1年と時間的スキームで物事の流れを検討させることです。当然、不確定要素が多く検討する項目が複雑になり困難になるかもしれません。それでも考える視点を持たせるることはいずれ生きてくることでしょう。2つ目は、複層的・重層的な視点で検討させることです。取組んでいる仕事が何らかの事情でできなくなったときにどのように対応すれば

良いのか。そして物事の一面だけでなく、多面的に検討することです。3つ目は、根本的な視点を持つことです。物事の枝葉末節に囚われることなく、物の本質を見極めることです。得てして些末なことが目に留まる場合が多いのですが、大切なことを心に留めておく必要があります。

この3点は、人を育てる上だけでなく、仕事をする上でも当然大切なことです。管理監督者・管理職はこの3つの視点で、部下職員に対してコミュニケーションを図る必要があります。「どうしてあなたはそのように考えるのですか」「他の代替手段としてはどのようなものがありますか」「相手に説明するために何が一番ポイントですか」といったことを質問することでより一層仕事に深みを与えることができます。一言で人づくりに投資すると言ってもすぐに効果が現れるわけではありませんが、人を育てるという気持ちを継続することが求められています。常に心の片隅に「人づくり」という言葉を置いておくことが肝要です。

4.4種類の人材について

以前、日本の危機管理の第一人者である佐々淳行氏（2018.10.10死去、享年87歳）から講演で話を聞いたとき、人材には4種類あると述べておられました。また、佐々氏の著作の本の中でも同様に述べておられます。一つ目は、「財」でその組織にとっては財（たから）だという人。2つ目は、「材」で材料ではないが活用される人。3つ目は、「在」で組織の中に存在しているだけの人。存在することで害にはならない。4つ目は、存在することが組織にとって「罪」になる人。独善的で他人の話を聞かない上に、誹謗中傷するなど組織にとってマイナスになるような人です。

管理監督者・管理職にとっては、この4種類の人材があるとすればもちろん「財」を目標に部下職員を育成する必要があります。少なくとも「材」で活用でき

る職員に育成しなければならない。小さな組織であれば「在」であっても問題となります。ましてや「罪」ということであれば本人に自分の行動を振り返ることを求めなければなりません。むしろ禅寺にでも籠ってもらい人として自らを見つめなおしてもらう必要があるようになります。この「罪」は一般職員よりも管理職のポストの人に意外と多いように思われます。ポストについてしまうと誰も意見を述べる人がいなくなるためです。人としてどう仕事に向かえば良いのか常に思考する気持ちを抱いて業務に携わりたいものです。これは職員一人ひとりが考えなければならないことであり、そう考えることを継続することで将来の人づくりに貢献できるように思います。

※1 暗黙知とは、個人の過去の経験から成り立つ主観的な知識、あるいは言語化されていない知識のこと。

簡単に言葉で説明できない知識のことで経験知とも呼ばれる。

※2 形式知とは、主観的な知識を文章や図を活用して言語化したもののこと。

藤井 朗氏 プロフィール

昭和54年5月 東京都入庁
平成 7年4月 足立都税事務所整理第二課（担当係長）
平成 9年4月 東京都主税局徴収部機動整理課（担当係長）
平成10年4月 東京都財務局主計部予算第二課（課長補佐）
平成12年8月 東京都大田都税事務所納税課長
平成14年4月 東京都主税局徴収部副参事（整理指導担当）
平成16年4月 東京都主税局徴収部個人民税対策室長

平成18年7月 東京都主税局徴収部徴収指導課長
平成20年4月 東京都品川都税事務所副所長兼総務課長（統括課長）
平成22年4月 東京都台東都税事務所長
平成24年7月 東京都主税局特別清算整理担当部長
平成28年3月 定年退職
平成28年4月 東京都江戸川都税事務所長（再任用）
平成30年4月 東京都荒川都税事務所長（再任用）



介護予防事業について

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長

荒井 秀典



1. 介護保険制度と要介護要因の変遷

我が国においては2000年から介護保険制度が導入され、支援・介護が必要な方を認定してきました。当初、要介護状態となる要因は、第1位が脳血管疾患でしたが、現在では第1位が認知症、第2位が脳血管疾患、そして第3位が高齢による衰弱となっています。一方、要支援については、第1位が関節疾患、第2位が高齢による衰弱、そして第3位が転倒・骨折となっています。このように、要介護・要支援とともにフレイル、認知症、転倒・骨折といったいわゆる

老年症候群（加齢に伴う心身機能の衰えによって現れる諸症状・病態）が大きな要因となっています。当然、これらの老年症候群は年齢が高くなれば合併頻度が増えますので、今後、後期高齢者の急増が見込まれている我が国では、この老年症候群の予防が介護予防事業における重要なターゲットとなるわけです。これらの老年症候群を適切に予防することは高齢者の健康寿命の延伸だけでなく、介護給付費の抑制にも大きな影響を及ぼすことになります。

2. 介護予防事業

要介護高齢者の増加を抑えるべく2006年度より開始された介護予防事業では、自己記入式の基本チェックリストにより要介護状態に陥りやすい高齢者を同定し、介入することにより要介護高齢者の増加抑制を目指すことになりました。その介入においては「運動」「口腔」「栄養」が3つの柱とされ、保健師や理学療法士、

作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職と行政職が協働し、様々な取組が実施されてきました。その中で、老年症候群の予防あるいは改善に対して、運動を含む介入が有効であることは様々な報告によって示されています。

3. ハイリスクアプローチからポピュレーションアプローチへ

運動介入を含めた介護予防事業の取組は、主にハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチに分類することができると思います。ハイリスクアプローチとは、要介護状態になるリスクが高い高齢者を抽出して集中的なアプローチを行う手法であり、以前の介護予防事業ではこの手法に重点が置かれていました。すなわち、介護予防事業におけるハイリスク者の抽出は、基本チェックリストによって行い、2006年の導入当初は特定高齢者、その後二次予防対象者、さらに2015年度からは事業対象者という形で定義と表現が少しずつ変化してきました。しかしながら、ハイリスクアプローチでは介護予防事業参加者における効果は期待できるもの

の、事業に参加する高齢者が少ないという事実があり、トータルで見ると効果が見えにくいという問題が指摘されました。介護予防事業に参加する高齢者よりも新たに65歳以上となる者の人数の方がはるかに多く、結果的に要介護認定者数も増加の一途を辿ったという結果です。このような背景により、近年ではポピュレーションアプローチに重点が置かれるようになってきています。ポピュレーションアプローチとは、高齢者全体に予防介入を行うことを通じてリスクのレベルを低下させ、集団全体での介護予防を図る手法を指しています。例えば、地域に設けた高齢者の交流の場（通いの場）に参加したものは要介護認定を受けるリスクが減るといっ

た報告もあり、ハイリスク者を特定せずに、住民主体の自主グループ活動や地域サロンなどを拡大していくことが求められています。

これらのハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチともに要介護状態への移行を予防する効果が示されており、双方の特徴を踏まえて適切に介護予防事業を展開することが求められています。自主グループでは専門家の介入は少なく、住民の中で一定期間の教育を受けたリーダーやファシリテーターが指導に当たることが多く、場合によってはDVDを用いて運動を行うこともあります。このように必ずしも専

門的な運動指導が受けられているとは言えない環境下であっても介護予防効果は認められており、自主グループの形成を推進し、何らかの形で運動を継続することが重要であると考えられています。なお、住民主体で運営する自主グループを養成・育成するための取組を支援すること、住民がモチベーションを維持することができるよう専門職が介入や支援を行うこと、住民の中から介護予防の取組を進めるリーダーを育成すること、会場確保等の環境整備を行うことなどが重要となります。

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者、フレイル高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を可能とするものです。総合事業における通所型サービスC及び訪問型サービスCは、要介護状態の予防及び生活機能の改善に向けた支援が必要な高齢者に対して、保健・医療の専門職が短期間（3～6か月）の支援・介入を行うサービスです。つまり、運動機能等に低下があり、短期集中型の機能訓練を受けることで機能の維持・改善が見

込まれる者を対象とした事業であるため、要支援高齢者やフレイル高齢者がそのターゲットになります。フレイル高齢者は、健常な状態と要介護状態の間にあるいは「移行状態」であり、近い将来、要介護状態に陥るリスクを抱えています。一方で、早期に発見し適切な対策をすれば再び健常な状態に戻れる可能性がある状態でもあり、実際にフレイル高齢者を対象とした運動介入によって運動機能の向上が得られることが示されています。したがって、通所型サービスC及び訪問型サービスCでは、このフレイル高齢者を的確に抽出し、効果的な運動プログラムを提供する必要があります。

5. おわりに

各自治体において介護予防事業に関しては様々な工夫がなされていると思われますが、地域特性を踏まえて、各自治体が知恵を絞ること

が期待されています。適切な資源を投入するとともにアウトカムをどのように追跡していくかが課題かと思われます。

荒井 秀典氏 プロフィール

《現 職》 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長

《略 歴》 昭和59年

平成 3 年

平成15年

平成21年4月

京都大学医学部卒業

京都大学大学院博士課程修了、医学博士

京都大学大学院医学研究科加齢医学講師

同人間健康科学系専攻教授

日本サルコペニア・フレイル学会代表理事、日本老年医学会副理事長、日本老年学会理事長、日本老年学会理事長、日本老年学会理事

専門:老年医学、フレイル、サルコペニア

平成27年1月

27年4月

平成30年4月

平成31年4月

国立長寿医療研究センター副院長

老年学・社会科学研究センター長兼務

国立長寿医療研究センター病院長

同理事長

令和元年度第三者行為損害賠償求償事務 共同処理損害賠償金保険者別一覧表

この事業は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び市町村福祉医療費の支給に関する条例に規定する第三者行為のうち、交通事故に係る損害賠償求償権の行使事務を、国保連合会が保険者等から委託を受けて共同処理するために必要な事項を定め、損害賠償求償事務を円滑に処理することを目的として行っています。

令和元年度の損害賠償求償事務の収納金額については、約5億1,213万円です。

今年度につきましても、保険者等と連携を強化し医療費適正化に向け取り組んでまいります。

令和元年度第三者行為求償事務保険者別収納状況一覧表

(単位:円)

保険者名	国 保	後期高齢	福 祉	介 護	合 計
前 橋 市	32,681,399	0	176,887	2,579,440	35,437,726
高 崎 市	46,971,743	0	641,489	1,241,990	48,855,222
桐 生 市	18,070,835	0	108,790	0	18,179,625
伊 勢 崎 市	47,093,098	0	2,057,154	949,545	50,099,797
太 田 市	21,873,666	0	568,815	276,714	22,719,195
沼 田 市	3,257,332	0	52,948	0	3,310,280
館 林 市	1,068,276	0	0	2,500,037	3,568,313
渋 川 市	4,737,340	0	74,640	3,105,491	7,917,471
藤 岡 市	4,210,832	0	94,320	0	4,305,152
富 岡 市	6,746,382	0	30,532	58,605	6,835,519
安 中 市	5,102,947	0	364,914	0	5,467,861
み ど り 市	7,331,309	0	114,717	0	7,446,026
榛 東 村	848,922	0	0	0	848,922
吉 岡 町	987,449	0	91,431	0	1,078,880
神 流 町	180,540	0	0	0	180,540
上 野 村	0	0	0	0	0
下 仁 田 町	0	0	0	0	0
南 牧 村	0	0	0	0	0
甘 楽 町	203,126	0	0	0	203,126
中 之 条 町	901,628	0	0	0	901,628
長 野 原 町	458,562	0	0	0	458,562
嬬 恋 村	0	0	0	0	0
草 津 町	466,194	0	0	0	466,194
高 山 村	0	0	0	0	0
東 吾 妻 町	288,785	0	0	6,935	295,720
片 品 村	128,643	0	2,412	0	131,055
川 場 村	0	0	0	0	0
昭 和 村	104,811	0	0	0	104,811
み な か み 町	446,371	0	0	0	446,371
玉 村 町	8,560,061	0	5,385	0	8,565,446
板 倉 町	0	0	0	0	0
明 和 町	925,139	0	0	0	925,139
千 代 田 町	59,177	0	0	204,972	264,149
大 泉 町	5,132,838	0	0	0	5,132,838
邑 楽 町	3,995,714	0	0	1,516,389	5,512,103
医 師 国 保	382,837	0	0	0	382,837
歯 科 国 保	0	0	0	0	0
広 域 連 合	0	272,091,954	0	0	272,091,954
合 計	223,215,956	272,091,954	4,384,434	12,440,118	512,132,462

特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

特定健康診査等は春から秋にかけて実施する市町村が多いため、夏から年末までの請求額が年間の約70%を占めています。一方、特定保健指導は、特定健康診査の結果、必要性が判定された被保険者に実施し、健診後3か月以内の初回面接終了後と3か月経過後の実績評価終了後の2回に分けて請求されるため、秋から年度末までの請求が多くなる傾向があります。

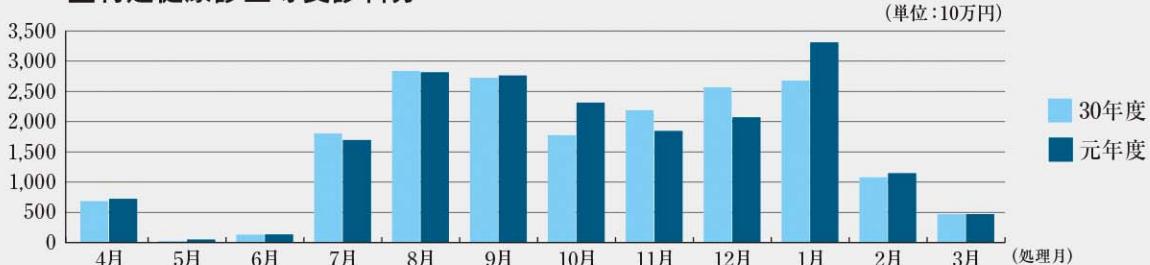
令和元年度 特定健診等支払額及び前年対比

区分 処理月	特定健康診査等受診料分			特定保健指導料分		
	平成30年度 (単位:円)	令和元年度 (単位:円)	前年比	平成30年度 (単位:円)	令和元年度 (単位:円)	前年比
4	65,999,986	69,937,443	106.0%	832,552	954,680	114.7%
5	1,115,697	1,325,089	118.8%	637,380	388,235	60.9%
6	12,281,579	11,922,114	97.1%	1,062,852	654,340	61.6%
7	175,998,394	165,639,377	94.1%	554,712	252,878	45.6%
8	277,368,325	275,622,175	99.4%	414,996	577,276	139.1%
9	266,691,468	270,503,721	101.4%	496,914	1,362,457	274.2%
10	173,318,881	226,391,619	130.6%	950,512	945,508	99.5%
11	213,772,313	180,442,722	84.4%	752,880	941,394	125.0%
12	251,629,285	202,432,697	80.4%	974,563	1,072,896	110.1%
1	263,220,831	329,674,376	125.2%	1,630,909	1,000,143	61.3%
2	105,820,263	112,404,922	106.2%	1,185,829	2,173,344	183.3%
3	45,798,252	45,726,524	99.8%	2,856,934	1,969,012	68.9%
計	1,853,015,274	1,892,022,779	102.1%	12,351,033	12,292,163	99.5%

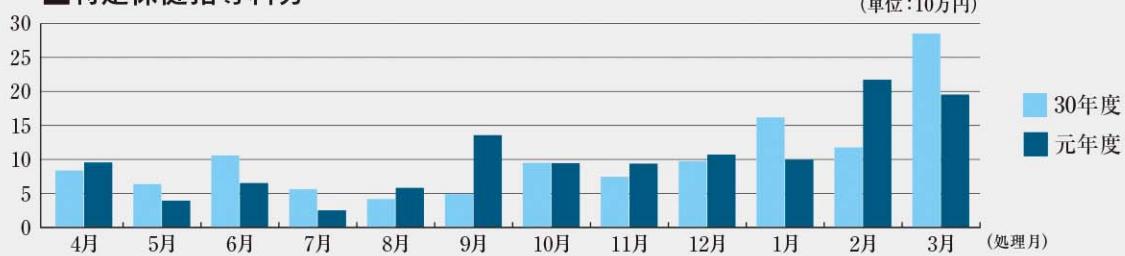
※特定健診等データ管理システム費用決済分

※特定健康診査等受診料分には、75歳以上の後期高齢者に対する健診分が含まれています。

■特定健康診査等受診料分



■特定保健指導料分



令和元年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

ジェネリック医薬品差額通知書の発行対象になった被保険者が、令和元年度にジェネリック医薬品に切替えた実績（保険者負担額）及びジェネリック医薬品使用割合（数量シェア）について、保険者ごとに国保総合システムで集計しました。

1. 国保(一般・退職)

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医科	調剤	全体
前橋市	4,175	10,036,379	73.3%	82.6%	79.3%
高崎市	4,581	9,561,375	75.4%	80.9%	78.7%
桐生市	1,702	3,368,944	69.8%	80.6%	78.4%
伊勢崎市	2,551	7,861,037	68.7%	82.4%	78.1%
太田市	3,036	6,640,556	64.6%	81.1%	78.2%
沼田市	748	1,557,641	78.0%	77.2%	77.5%
館林市	1,717	2,008,630	52.7%	79.6%	73.3%
渋川市	1,007	3,049,917	73.1%	79.8%	77.0%
藤岡市	688	1,843,080	79.7%	83.5%	82.2%
富岡市	568	1,090,049	78.5%	85.4%	82.4%
安中市	1,120	2,104,892	64.7%	81.8%	74.3%
みどり市	672	1,548,162	71.6%	82.4%	79.9%
榛東村	155	296,329	74.0%	84.2%	80.7%
吉岡町	237	448,642	72.4%	82.1%	78.8%
神流町	55	79,629	72.5%	76.9%	75.7%
上野村	7	70,638	86.1%	87.7%	86.9%
下仁田町	85	125,709	77.8%	87.2%	85.0%
南牧村	21	5,787	73.4%	88.4%	83.6%
甘楽町	157	437,306	82.5%	88.1%	85.7%
中之条町	150	835,617	74.1%	84.9%	80.1%
長野原町	65	147,197	69.7%	84.2%	79.3%
嬬恋村	113	385,552	80.4%	86.4%	84.5%
草津町	53	432,800	77.4%	85.0%	81.6%
高山村	39	91,675	79.3%	81.8%	80.4%
東吾妻町	138	786,845	74.2%	86.4%	81.3%
片品村	66	276,312	82.7%	80.2%	81.3%
川場村	62	101,305	81.1%	74.4%	77.7%
昭和村	139	269,255	81.6%	78.9%	80.2%
みなかみ町	303	551,088	75.3%	79.7%	77.7%
玉村町	351	993,294	78.0%	82.9%	81.1%
板倉町	290	543,294	55.6%	80.5%	75.0%
明和町	185	288,038	68.2%	80.2%	75.7%
千代田町	171	252,125	61.8%	83.4%	78.9%
大泉町	452	822,580	56.7%	82.4%	78.5%
邑楽町	618	794,342	55.8%	79.8%	74.4%
医師国保	-	-	70.4%	69.8%	70.0%
歯科国保	180	496,359	72.4%	74.3%	73.7%
合計	26,657	60,202,380	72.2%	81.6%	78.5%

2. 後期

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医科	調剤	全体
広域連合	22,133	64,575,156	73.0%	80.8%	78.3%

※集計対象期間 国保・退職：平成31年4月審査～令和2年3月審査

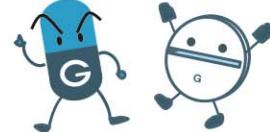
後期高齢者：平成31年3月審査～令和2年2月審査

※通知人数及び効果額は、ジェネリック医薬品差額通知の委託保険者のみ記載しております。

※通知人数は、差額通知書作成対象者の合計（集約人数）であり、

委託保険者にて実際に発送した枚数ではありません。

※使用割合は、1年間の平均割合です。



群馬県国民健康保険団体連合会 職員を募集します

■採用職種／一般事務（パソコン多用）

■勤務形態／通常勤務

■応募条件／平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

■採用人員／若干名

■採用年月日／令和3年4月1日

■待遇／概ね群馬県に準ずる

■受付期間／8月1日（土）から8月31日（月）まで（消印有効）

※応募者は本会ホームページ（<http://gunmakokuho.or.jp/recruit/>）に掲載されている指定の履歴書（写真貼付）に必要事項を記入し、郵送又は持参してください。

※取得した個人情報は職員採用試験に関してのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

※詳しくは本会ホームページをご覧ください。

●特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を実施します●

本会では、保険者における作業の効率化や経費削減を図る目的で、令和元年度から保険者事務共同電算処理事業の特別処理として新たに特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を開始しました。令和元年度は、全35市町村に対して事前調査（トライアルサービス）を実施し、18市町村が本業務を実施した結果、約4億円の交付決定となりました。

今年度は、事前調査を5月下旬から6月中旬にかけて実施し、6月17日に各市町村に結果を送付しております。事前調査結果をご参考の上、本業務を希望される場合は、8月7日までに総合企画課まで申込書をご提出くださいますようお願いします。

◎令和2年度特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務本業務実施予定

令和2年9月 ～令和3年1月	本業務結果通知送付 ※申請資料作成支援ツールに取り込むための申請対象レセプト情報を提供します。
令和2年10月頃	「特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務」の本業務に係る説明会 ※端末を使用し、申請資料作成支援ツールの操作説明等を行います。
令和3年2月上旬頃	県への書類等提出 ※市町村にて申請資料作成支援ツールを使用して県へ提出する様式24などを作成します。（ツールに関する問合せは本会で隨時受け付けます。）

群馬県国民健康保険団体連合会 第4次中期経営計画を策定

国民健康保険制度をはじめとして、本会を取り巻く環境が大きく変化している中、新たな環境に対応した強靭な基盤（組織、人材、財政等）の再構築と業務の継続的な改善・改革をより一層進めていく必要が高まっていることから、本会では、これまでの中期運営計画の取組を継承・発展させるものとして第4次中期経営計画を策定することとしました。

今後も、保険者をはじめとした関係機関と長期的・継続的な信頼関係の構築を図るとともに質と価値の高いサービスの提供を実現していくため、適切な事業運営を遂行してまいります。

第4次中期経営計画の概要

基本理念

- 保険者の信頼と満足をいただけることを第一と考える。
- 保険者の期待に応える、質と価値の高いサービスを提供する。

行動基準

- ◆私達は、常に工夫と改善を行い、品質とコストを追求したサービスの提供に努めます。
- ◆私達は、仕事のプロとして、強い自覚と責任感をもって業務遂行し、日々、知識と能力の向上に努めます。
- ◆私達は、法令を遵守し、高い倫理基準をもって行動します。

計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4か年間

提供サービスの質の向上、顧客満足の向上

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ○審査の充実・強化 | ○県及び市町村との連携強化 |
| ○保険者事務共同電算処理事業の推進 | ○保健事業支援の充実・強化 |
| ○第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の充実・強化 | ○介護・障害関係事業の充実・強化 |
| ○保険者ニーズに対応した各種事業の実施 | ○オンライン資格確認への対応 |

人員計画及び財政計画

- | | |
|--------------------------|--|
| ○人員計画
4か年の職員定員管理計画を策定 | ○財政計画
国保被保険者数及び診療報酬審査支払手数料の推移、機器更改スケジュール、勘定別歳入歳出状況の見通し、負担金・手数料単価の見通し、積立金状況の見通しを提示 |
|--------------------------|--|

組織運営の健全化

- | | |
|------------|-----------------|
| ○人材育成 | ○情報セキュリティの維持・改善 |
| ○運営コストの見直し | ○社会情勢の変化への対応 |

◎第4次中期経営計画の概要及び詳細については、
本会ホームページ (<http://gunmakokuho.or.jp/about/plan/>) にも掲載しております。

第31回国民健康保険 健康ポスター・コンクール 作品募集

《第30回最優秀作品》



小学生低学年の部 前橋市立筑井小学校2年 朝倉瑠花さん



小学生高学年の部 高崎市立塙沢小学校6年 伊藤悠結さん



中学生の部 高崎市立群馬南中学校2年 神谷愛恋さん

目的

明るく生き甲斐をもって暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。このポスター・コンクールを通じて、「自分の健康は自分でつくる」という意識を醸成すること、また健康の大切さを自ら認識することを目的に、健康づくりをテーマとするポスターを募集します。

標語例

- * 自分でつくろう自分の健康
- * 健康は一番の宝物
- * 願いはひとつ健康家庭
- * 見つめ直そう生活リズム
- * 良い汗かいて健康づくり
- * たくさんたべてげんきなからだ
- * なんでも食べて元気な体
- * うんどうしていいあせをかこう
- * 食べて動いて健康づくり
- * えがおのひみつはじょうぶなからだ

入選作品
の展示

展示 (株)ヤマダ電機 LABI1 LIFE SELECT 高崎
場所 4階／ラビゲート 群馬県高崎市栄町1-1
展示 令和2年11月14日(土)・15日(日)
期間 14日(土)10時00分～18時00分/15日(日)10時00分～17時00分

応募者全員に参加賞

ぐんまちゃんオリジナル
A4ダブルポケットクリアファイル
をプレゼント!!

※イラストは昨年度の参加賞です。



表彰

入選者には賞状及び副賞を授与します。

小学生
(低学年)の部

※1年生から3年生までを対象とします。

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…20点

小学生
(高学年)の部

※4年生から6年生までを対象とします。

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…30点

中学生の部

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…30点

※ただし、入選点数については、応募点数により変更する場合があります。

応募方法

応募資格 群馬県内に在住または在学の小学生および中学生とします。

用紙 四ッ切り(縦約54cm×横約38cm)を使用し、紙質は自由とします。
なお、用紙の使用方法は、縦横どちらでも可。

手法・色彩 手法、色彩(色数を含む)とも自由とします。

図案 健康づくりを題材とした標語とその標語に合う図案とします。
なお、標語は、オリジナルでも標語例をそのまま使って也可。
(注)図案の中には、必ず標語を入れてください。

応募点数等 ひとり1点とし、自分で創作した未公表の作品とします。

作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

応募先 市役所、町村役場の国保担当係または群馬県国民健康保険団体連合会

締切日 令和2年9月11日(金)までに、郵送もしくは持参してください。

著作権 入選作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)は、主催者に移転します。また、入選作品を使用する場合、作品の一部修正・翻案をすることがあります。
なお、入選されなかった作品の著作権は、主催者に移転しません。

応募上の注意 応募作品の裏面右下に、氏名(ふりがな)、性別、学校名および学年を明記してください。※学校名は正式名称(例:○○市立○○小学校)を記入してください。

問い合わせ先 群馬県国民健康保険団体連合会 総合企画課
〒371-0846 前橋市元総社町335番地の8(群馬県市町村会館内)
電話 (027)290-1369
※ホームページ(<http://www.gunmakokuho.or.jp>)でも、当コンクールの御案内をしています。

個人情報の取扱い 御応募にあたっていただいた個人情報は、当コンクールの入選者発表、作品の展示およびその広告、印刷物等への掲載以外には使用いたしません。

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施内容を変更する場合があります。

●主催／群馬県・市町村・群馬県国民健康保険団体連合会 ●後援／群馬県教育委員会・群馬県医師会・上毛新聞社・群馬テレビ・エフエム群馬・NHK前橋放送局



7月・8月・9月の主な行事予定

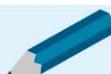
月	日	行 事
7	6月29日～3日	◎国保データベース（KDB）システム実機研修（初任者編）
	14日	理事会
	30日	通常総会
	上旬・下旬	各種広報チラシの共同購入
	下旬	◎レセプト等点検事務研修会
	下旬	マイナンバーカード取得促進の広報用リーフレットの共同印刷
	下旬	被保険者用パンフレットの発行
	下旬	ジェネリック医薬品希望シールの共同印刷
8	3日～7日	◎国保データベース（KDB）システム実機研修（活用編）
	12日	第1回保健事業支援・評価委員会及びフォローアップ会
	上旬	被保険者証更新ポスターの作成・配布
	中旬	被保険者証等の共同印刷
	下旬	特定健診等受診率向上支援事業に係る研修会
9	上旬～11月	国保データベース（KDB）システム活用のための訪問支援事業
	上旬	高額療養費外来年間合算説明会
	中旬	保険料（税）適正算定マニュアル操作説明会
	下旬	介護保険事業所苦情処理研修会

◎は県と共に

※新型コロナウイルス感染症の影響等により変更する場合があります。



編・集・後・記



息子が最近駄洒落にハマり始めました。「缶がカンカンだ」「イカが怒ってる」などと書いているこちらが恥ずかしくなるような初步的な駄洒落を叫んで一人で笑っています・・・。

息子の駄洒落が笑えるかどうかはさておき、「笑う」という行為は免疫力を高める効果があるようです。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、混迷を極める昨今だからこそ、先の見えにくい状況に鬱屈とした気持ちになるよりも積極的に笑って過ごすことが、この未曾有の危機を乗り越えるためには必要なかもしれません。

これから暑い日が続き、更なる困難と直面することが想定されますが、いつしか新型コロナウイルス感染症が終息し、心の底から笑える日が来ることを願うばかりです。（T）



No.30 2020.夏の号(7月号)

令和2年7月1日発行

発 行 所 群馬県国民健康保険団体連合会

群馬県前橋市元総社町335番地の8

TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼发行人 千木良学

印 刷 所 ジャーナル印刷株式会社